

処分等の種類		指示
事実発生年月日		令和元年（2019年）9月9日
事実探知の動機		借主の来訪
聴聞年月日		令和元年（2019年）12月12日
処分年月日		令和元年（2019年）12月24日
違反条項又は該当条項		第35条第1項
処分等の根拠条項		第65条第1項
被 処 分 者	商号又は名称	福島商事有限公司
	代表者	代表取締役 福島 世二
	免許番号及び免許年月日	北海道知事 後志（10）第193号 昭和57年3月25日
	主たる事務所の所在地	虻田郡倶知安町北4条東6丁目9番地
<p>処分等の理由</p> <p>被処分者は、次の宅地建物取引業法違反があった。</p> <p>1. 被処分者の専任の宅地建物取引士が賃貸における住宅賃貸借契約締結時に重要事項説明書の作成をせず、書面を交付しなかった。 （法第35条第1項違反）</p>		
原因者	<input checked="" type="radio"/> 業者個人又は法人である業者の代表者（取引士資格あり／なし） <input type="radio"/> 代表者以外の役員又は政令使用人（取引士資格あり／なし） <input type="radio"/> 一般セールスマン（取引士資格あり／なし）	